

大雪による倒木等の除去について(住宅)

大雪により被害に遭われた皆様に、心からお見舞い申し上げます。

倒木等の除去(住宅)に関する支援制度についてお知らせしますので、ご活用ください。

輪島市

災害復旧事業補助金 (平成 30 年 6 月 11 日告示第 71 号)

支援内容	<ul style="list-style-type: none">・大雪により発生した倒木等を住宅から取り除く費用の一部を補助・補助金の額は、補助対象経費から 10 万円を差し引いた額 (限度額 30 万円)
補助対象経費	<ul style="list-style-type: none">・住宅の所有者が事業者に発注して行う倒木等を取り除く経費
対象となる住宅	<ul style="list-style-type: none">・倒木等により被害を受けた、又は被害を受ける恐れのある住宅・被害に遭われた方が実際に住んでいる住宅・国、石川県及び本市による工事の対象とならないもの
申請者	<ul style="list-style-type: none">・市内に住所を有する方・他の補助金を受けていない方
必要なもの	<ul style="list-style-type: none">・申請書、作業前の写真、見積書
その他	<ul style="list-style-type: none">・詳細につきましては、市役所までお問い合わせください。
お問合せ	輪島市役所 防災対策課 (市役所新館 2 階) TEL 0768-23-1157